

改正

平成22年7月13日告示第146号
平成23年2月16日告示第9号
平成23年8月26日告示第118号
平成24年2月10日告示第7号
平成24年8月21日告示第105号
平成27年2月9日告示第15号
平成30年3月31日告示第80号
令和元年8月20日告示第111号
令和4年2月4日告示第17号
令和6年2月14日告示第14号

佐久市総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年佐久市告示第68号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）に基づいて行う事後審査型一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる建設工事は、事後審査型一般競争入札の対象となる建設工事のうち、次の各号のいずれかに該当するもので、佐久市建設工事請負人等選定委員会（佐久市建設工事請負人等選定委員会規程（平成17年佐久市訓令第52号）第1条に規定する佐久市建設工事請負人等選定委員会をいい、以下「市選定委員会」という。）が指定するものとする。

- (1) 入札者の工事成績、工事実績、技術者の能力、社会貢献等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合評価落札方式によることが適当であると認められるもの
(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価（以下「総合評価」という。）は、次に掲げる評価点によるものとする。

- (1) 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点をいう。
 - (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
 - (3) 価格以外の評価点 入札者の工事成績等から算定した評価点をいう。
- 2 前項各号の評価点は、総合評価点算定基準（別記）に基づき配点するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施するに当たっては、次に掲げる場合に、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準（総合評価落札方式により落札者を決定する基準をいう。以下同じ。）を定めようとするとき。
- (2) 前号の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴き、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき。

(落札者決定基準の決定)

第5条 市長は、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、市選定委員会の審議を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

(公告)

第6条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施するときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。

- (2) 落札者決定基準における評価項目及び配点に関すること。
- (3) 入札参加の申請時、入札時及び落札候補者の資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
- (4) 落札者の決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表及び評価結果に対する疑義照会に関すること。

(入札参加の申請時に必要な資料)

第7条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、事後審査型一般競争入札参加申請書(総合評価落札方式)(様式第1号)の提出と同時に、価格以外の評価点申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 前項の価格以外の評価点申請書を提出しない者の入札参加の申請は、無効とする。

(価格以外の評価点の決定)

第8条 価格以外の評価点は、入札参加申請者が提出した価格以外の評価点申請書に基づき、市選定委員会が審査し、決定するものとする。

2 市選定委員会の委員長は、審査結果を市長に報告するものとする。

(価格以外の評価点の公表及び疑義照会)

第9条 市長は、前条の規定により決定した価格以外の評価点について、開札後に、価格以外の評価点審査結果書(様式第3号)により公表するものとする。

2 入札者は、前項の規定により公表された日の翌日から起算して2日(佐久市の休日を定める条例(平成17年佐久市条例第2号)第1条に規定する休日を除く。)以内に、自らの価格以外の評価点に係る疑義について、価格以外の評価点に係る疑義照会書(様式第4号)により市長に対して照会することができる。

3 市長は、前項の規定による疑義の照会があった場合は、市選定委員会の審査に付し、回答するものとする。

4 第1項の規定は、前項の規定による審査の結果、価格以外の評価点を修正した場合について準用する。

(入札及び総合評価点の算出)

第10条 総合評価落札方式による入札は、第8条の規定により価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

2 総合評価点の算出は、入札書が無効でない者のうち、入札書に記載した金額が予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の制限の範囲内のものであって、佐久市低入札価格調査制度実施要領(以下「低入札価格調査実施要領」という。)第4条の規定により失格とならない者について行うものとする。

(落札候補者の決定方法)

第11条 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価点の最も高い者の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められる場合は、他の総合評価点が高い者を落札候補者とする。

3 前2項の場合において、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、その者のうちで低入札価格調査実施要領第3条に規定する調査基準価格に最も近い価格を提示した者を落札候補者とする。

4 前項の場合において、調査基準価格に最も近い価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引により落札候補者を決定するものとする。

(落札者の決定及び総合評価点の公表)

第12条 一般競争入札実施要綱第11条の規定に基づき、落札候補者が入札の公告に示す入札参加資格要件(以下「資格要件」という。)を満たしていることの審査を行い、審査の結果、資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、次に総合評価点が高い者から順次審査を行い、最初に資格要件を満たしている者を落札者とする。

2 市長は、前項の規定により落札者が決定した場合は、第10条の規定により算出した総合評価点について、総合評価結果書(様式第5号)により公表するものとする。

(虚偽記載等に対する措置)

第13条 市長は、総合評価に関して提出された資料の虚偽の記載等の悪質な行為があったことが確認された場合は、当該落札者との契約を解除する等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式による入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月13日告示第146号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成23年2月16日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成23年8月26日告示第118号抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行し、同日以後に開催する選定委員会等において審議に付される建設工事等について適用する。ただし、この要綱による改正後の佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第9条第2項及び第10条第4項の規定は、同日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。

附 則 (平成24年2月10日告示第7号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市総合評価落札方式試行要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成24年6月1日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。ただし、新要綱の入札参加等停止に係る規定は、告示の日以後の入札公告に係る総合評価落札方式から適用する。

附 則 (平成24年8月21日告示第105号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市総合評価落札方式実施要綱の規定は、平成24年10月1日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。

附 則 (平成27年2月9日告示第15号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市総合評価落札方式実施要綱の規定は、平成27年6月1日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。

附 則 (平成30年3月31日告示第80号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市総合評価落札方式実施要綱の規定は、平成30年6月1日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。

附 則 (令和元年8月20日告示第111号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市総合評価落札方式実施要綱の規定は、同日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。

附 則 (令和4年2月4日告示第17号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市総合評価落札方式実施要綱の規定は、令和4年4月1日以後の入札の公告に係る競争入札から適用する。

附 則 (令和6年2月14日告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。

総合評価点算定基準

1 趣旨

この算定基準は、佐久市総合評価落札方式実施要綱に基づき、適正な算定を実施するために、工事成績等簡易型の評価について、必要な細目を定めるものとする。

2 評価点の設定

点数の配分は、次による。

- (1) 価格点：87～92点
- (2) 価格以外の評価点：8～13点

3 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

4 価格点の算定方法

(1) 入札書に記載した金額が予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の制限の範囲内の者であって、失格者でないものについて算定する。

(2) 入札価格 \geq 調査基準価格の場合

価格点＝配点 \times （1－（入札価格－調査基準価格） \div 調査基準価格）

[小数点以下第3位四捨五入 第2位止め]

(3) 入札価格 $<$ 調査基準価格の場合

価格点＝配点 \times 1

※1 入札価格とは、各入札者の入札価格とする。

※2 調査基準価格とは、低入札価格調査を行う基準となる価格とする。

5 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、次に示すとおりとする。

工事成績その他の項目について算定した合計点とする。なお、評価の基準については、次の項目を参考に案件ごとに定めるものとし、評価の基準日は、公告日とする。

(1) 企業の技術力

ア 企業の施工能力

- ① 工事成績（必須）：佐久市発注工事の工事成績評定点を基に算出する。（最大5点）

$$\text{評価点} = 5 \text{点} \times (\text{工事成績点} - 65) / (\text{最高工事成績点} - 65)$$

[小数点以下第3位四捨五入 第2位止め]

- ※1 工事成績点は、入札者の過去2年間の工事成績評定点を単純平均して求める。

[小数点以下第1位四捨五入 整数止め]

- ※2 最高工事成績点は、価格以外の評価点申請書を提出した者のうち、工事成績点が最高の者の点数とする。

- ※3 工事成績点が80点以上の場合は、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する（評価点の計算において、80点を上限とする。）。

- ※4 工事成績点が65点の場合及び過去2年間に工事成績評定点がない場合は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。

- ※5 工事成績点は、毎年四半期ごと（見直し基準日：6月1日、9月1日、12月1日及び3月1日）に見直したものを適用する。

- ※6 工事成績点は、見直し基準日に応じ、次に掲げる期間にしゅん工している工事の工事成績評定点を対象とする。

(1) 見直し基準日が6月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の4月1日からその翌年度の3月31日までの期間

(2) 見直し基準日が9月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の7月1日からその翌々年度の6月30日までの期間

(3) 見直し基準日が12月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の10月1日からその翌々年度の9月30日までの期間

(4) 見直し基準日が3月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の1月1日からその翌々年度の12月31日

までの期間

※7 工事成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。

※8 工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、佐久市が発注したすべての工事を対象とする。

※9 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。

② 工事实績（同種・類似工事实績）（選択）：専門性の高い工事や経験、実績等が求められる工事において、同種・類似工事の実績の有無により評価する。（最大1.0点）

a 同種工事の実績が豊富である者（1.0点）

b 同種工事の実績を有する者（0.5点）

※1 上記a、bいずれかの点数を加点する。

※2 実績は、過去15年間の「コリンズ・テクリス登録システム利用規約」第3条で定義された機関（以下「公共機関等」という。）から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は、民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

※3 求める実績の規模、内容等については、案件ごとに決定するものとする。

※4 工事成績評定点が65点未満の同種・類似工事については、実績として認めないものとする。

※5 特定JVの構成員としての実績は、出資比率型においては、JVの構成が2社の場合は30%以上、3社以上の場合には20%以上の出資比率の場合に、分担施工型のときは、分担した工事区分の内容により認めるものとする。

イ 配置予定技術者の能力

① 保有資格（主任（監理）技術者の資格）（選択）：契約時に配置できる技術者（技能者を含む。）の資格の有無により評価する。（最大1.0点）

※1 上記の点数の範囲で加点する。

※2 資格は、公告日現在で取得しているものとし、また、登

録が必要な資格については、登録が完了しているものとする。

※3 複数の配置予定技術者を申請した場合において、加対象でない者が含まれる場合は、加点なしとする。

※4 公告日現在で40歳未満の主任（監理）技術者を配置する場合は、現場代理人の資格として評価することができるものとする。

② 技術者実績（同種・類似工事の実績）（選択）：過去15年間に同種・類似工事の主任（監理）技術者としての実績により評価する。（最大1.0点）

a 工事成績評定点が80点以上の実績を有する技術者を配置できる場合（1.0点）

b 工事成績評定点が65点以上80点未満の実績を有する技術者を配置できる場合（0.5点）

c 同種工事の実績が豊富である実績を有する技術者を配置できる場合（1.0点）

d 同種工事の実績を有する技術者を配置できる場合（0.5点）

※1 上記a、b、c、dいずれかの点数を加点する。

※2 実績は、過去15年間の公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は、民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

※3 求める実績の規模、内容等については、案件ごとに決定するものとする。

※4 工事成績評定点が65点未満の同種・類似工事については、実績として認めないものとする。ただし、工事成績評定を実施していない工事は、合格通知又は工事实績の確認できるものとし、65点として取り扱うものとする。

※5 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、最も低い実績（工事成績評定点又は実績件数）に該当する点数とする。なお、65点未満の工事实績が含まれる場合は、加点なしとする。

※6 特定JVの構成員としての実績は、出資比率型においては、JVの構成が2社の場合は30%以上、3社

以上の場合、20%以上の出資比率の場合に、分担施工型のときは、分担した工事区分の内容により認めるものとする。

- ※7 公告日現在で40歳未満の主任（監理）技術者を配置する場合は、現場代理人が担当した主任（監理）技術者としての実績で評価することができるものとする。

（2）企業の社会性・地域性

ア 社会貢献

- ① 環境対策（必須）：公告日現在での「ISO14001又はエコアクション21」の認証取得状況により評価する。（0.5点）

※1 上記の点数を加点する。

※2 認定（認証）を証明する登録証等の写しを提出すること。

- ② 労働福祉（必須）：障害者雇用及び労働環境の状況により評価する。（最大0.75点）

a 障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数を上回って雇用している又は法定雇用義務はないが雇用している場合に評価する。（0.25点）

※1 上記の点数を加点する。

※2 「障害者の雇用に関する状況報告書」（写し）又は「障害者雇用状況の申出書」（様式第6号）を提出すること。

b 経営事項審査の「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）」が30点以上の場合に評価する。（0.5点）

※1 上記の点数を加点する。

※2 「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）」は、公告日の直近に通知された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「通知書」という。）中の「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」の点数により確認するため、通知書の写しを提出すること。

c 経営事項審査の「建設工事の担い手の育成及び確保に関する

る取組の状況（W1）」のうち、「雇用保険加入」、「健康保険及び厚生年金保険加入」のいずれかの項目にマイナス評価がある者を減点する。（-1.0点）

※1 上記の点数を減点する。

※2 この項目の該当者は、公告日の直近に通知された「通知書」中の「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」のうち、「雇用保険加入の有無」欄又は「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄に「無」の表示がある者とする。

③ 労働環境（必須）：公告日現在での「労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）又は建設業労働安全衛生マネジメント（COHSMS、NEW COHSMS、Compact COHSMS）」の認証取得状況により評価する。（0.25点）

※1 上記の点数を加点する。

※2 認定（認証）を証明する登録証等の写しを提出すること。

イ 地域貢献

① 地域貢献活動（必須）：公告日において、佐久市又は長野県が実施するアダプトシステム実施要領に基づき実施される地域貢献活動において、次のいずれかに掲げる協定書を締結している者で、前年度における実績（以下「実績」という。）を有する者を評価する。（最大1.0点）

ア 佐久市との協定による協定書（2者協定）

イ 長野県及び佐久市との協定による協定書（3者協定等）

a 路線延長2,500m以上又は活動面積2,500㎡以上の実績がある場合（1.0点）

b 路線延長1,500m以上2,500m未満又は活動面積1,500㎡以上2,500㎡未満の実績がある場合（0.8点）

c 路線延長500m以上1,500m未満又は活動面積500㎡以上1,500㎡未満の実績がある場合（0.6点）

d 路線延長500m未満又は活動面積500㎡未満の実績がある場合（0.4点）

e 上記ア又はイに掲げる協定書を締結しており実績がない場合（0.2点）

※1 上記a～eのうち、いずれかの点数を加点する。

- ※2 路線延長又は活動面積は、道路又は公園の「建設業者アダプトシステム事業の評価点に反映させる場合における活動内容基準」（以下「活動内容基準」という。）による換算延長又は換算面積とする。
- ※3 複数の協定書（県との3者協定を含む。）による場合は、その合計延長（面積）とする。
- ※4 上記の実績とは、活動内容基準に定める活動回数等を満たすものをいう。
- ※5 路線延長、活動面積のいずれにも実績がある場合は、実績の合計値を路線延長又は活動面積に換算した数値により、該当する評価基準項目の加点を行う。
- ※6 同一区間又は区域において、複数の事業者が協定を締結し、活動した場合で、協定書により路線延長又は活動面積が明確でない場合は、同一区間又は区域における路線延長又は活動面積を当該事業者数で除した数値を1事業者当たりの実績とみなす。
- ※7 佐久市との協定（2者協定）による場合は「アダプトシステム事業活動確認通知書」（写し）を提出すること。複数の協定（県との3者協定を含む。）による場合は、佐久市又は長野県と締結されたアダプトシステム事業の協定書、活動計画書（予定表）、活動報告書、参加者名簿（写し）及び完了写真を提出すること。

② 市内本店業者の施工割合（選択）：元請金額に対する市内元請業者及び市内本店下請業者の施工予定金額の割合の高い者について評価する。（最大1.0点）

- a 市内元請業者及び市内本店下請業者の施工予定金額の割合が高い者（1.0点）
- b 市内元請業者及び市内本店下請業者の施工予定金額の割合がaより低く、cより高い者（0.5点）
- c 市内元請業者及び市内本店下請業者の施工予定金額の割合がbより低い者（0点）

※1 上記a、bいずれかの点数を加点する。

※2 求める施工予定金額の割合は、案件ごとに決定するもの

とし、下請については、一次下請について評価する。

※3 「市内業者施工予定調書」(様式第7号)を提出すること。

※4 「市内業者施工予定調書」の全体工事費に対する割合及び施工予定割合については、小数点以下第1位を四捨五入した整数とする。

③ 災害協定(選択): 公告日において、佐久市と「災害時における応急対策等の協力に関する協定」を締結している者を評価する。(0.5点)

※1 上記の点数を加点する。

④ 除雪契約(選択): 前年度に佐久市と道路除雪業務委託契約を締結している者を評価する。(0.5点)

※1 上記の点を加点する。

※2 毎年12月1日公告分から当該シーズンの除雪契約者に切り替えるものとする。

⑤ 消防団協力事業所(必須): 公告日において、佐久市消防団協力事業所として表示証の交付を受けている者を評価する。(0.5点)

※1 上記の点を加算する。

ウ 入札参加等停止(必須): 公告日から過去1年以内に佐久市からの入札参加又は指名の停止(以下「入札参加等停止」という。)を受けた者を減点する。(マイナス評価)

減点数=通算入札参加等停止月数×(-0.5点)

※1 上記の点数を減点する。

※2 1~2週間の入札参加等停止は0.5月、3週間は1月として算出する。

※3 公告日から1年前の応答日に入札参加等停止中は、その入札参加等停止の全期間の月数とする。

6 価格以外の評価内容の確保

価格以外の評価項目の内容が満足できない場合の措置は、以下のとおりとする。

- (1) 価格以外の評価項目の内容を担保するため、評価項目の内容に著しい差異があるときは、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）第128条第4項の規定による契約解除を行うことができるものとする。
- (2) 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加等停止措置を講ずることとする。
- (3) (1) 又は (2) に至らない場合であっても、合理的な理由なく著しい差異があるときは、工事成績評定を減点する。

事後審査型一般競争入札参加申請書（総合評価落札方式）

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱の規定に基づき、下記の建設工事に係る事後審査型一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

1 参加を希望する競争入札

工 事 名	
工事箇所名	
公 告 番 号	佐久市公告第_____号

2 配置（予定）技術者

氏 名	法令による 資格・免許	参加申請日にお ける資格の保有期間	年 齢	40歳未満で、現場代理人の資格 等で評価する場合（注3）	
				現場代理人氏名	保有資格
		年			
		年			
		年			

3 提出書類

- ・ 価格以外の評価点申請書（添付書類を含む。）

連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	担当者名	
	Eメール	

- （注1）： 配置予定技術者は、3人まで申請が可能です。配置可能な技術者の氏名、法令による資格・免許、参加申請日における資格の保有期間（1年未満は切り捨て）を記載してください。
- （注2）： 開札後、落札候補者に入札参加資格確認書の提出を求めます。
- （注3）： 40歳未満の若手技術者を主任（監理）技術者として配置し、現場代理人の資格又は現場代理人の主任（監理）技術者として担当した実績により評価する場合に記載してください。

様式第2号（第7条関係）
様式第2号（第7条関係）

価格以外の評価点申請書

工事名 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

※記入の際は、「佐久市総合評価落札方式実施要綱」及び表下の（注）を参照してください。

評価項目	必須選択	評価内容	評価基準	該当項目に○印	配点	評価点（自己採点）	番号	添付すべき提出書類
企業の施工能力	企業業績	必須	○年○月○日から○年○月○日まで市発注工事の成績（個々を基に算出）		最大5	工事成績点	①	・佐久市から受注したすべての工事の成績評定点（単純平均）を記入すること。 ①は佐久市が記入しますので、空欄のこと。
	工事実績	選択	過去15年間の同種・類似工事の施工実績（実績の規模・内容等は案件ごとに決定）		1 0.5 0		②	・施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINSしゅん工登録データ等の写し）
	保有資格	選択	主任（監理）技術者の資格（※4）		1 0		③	・確認できるものの写し ・資格の異なる複数の者を申請する場合は、下位の者の点数とすること。
	技術実績	選択	過去15年間の同種・類似工事の主任（監理）技術者の施工実績（実績の規模・内容等は案件ごとに決定）（※4）		1 0.5 0		④	・施工実績を確認できるもの（履行証明書、CORINSしゅん工登録データ等の写し）
企業の社会性・地域性	環境対策	必須	環境対策への取組		0.5 0		⑤	・登録証等（附属書とも）の写し
	労働社	必須	障害者雇用		0.25 0		⑥	※2（下記注参照） ・障害者の雇用に関する状況報告書（写し）又は障害者雇用状況の申出書（様式第6号）
					0			
			労働環境として、経営事項審査の建設工事の担い手及び確保に関する状況（W1）		0.5 0		⑦	・直近に交付された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
		-1						
	労働環境	必須	労働安全衛生マネジメントシステム等への取組み		0.25 0		⑧	登録証等の写し

地域貢献等	地域活動	必須	佐久市内におけるアダプトシステム事業延長の有無(換算面積)	路線延長 2,500m 以上又は活動面積 2,500㎡以上の実績あり	1	⑩	・佐久市との2者協定の場合、アダプトシステム事業活動確認通知書(写し) ・複数の協定書(県との3者)の場合、佐久市又は長野県と締結されたアダプトシステム事業の協定書、活動計画書(予定表)、活動報告書、参加者名簿(写し)及び完了写真
				路線延長 1,500m 以上 2,500m 未満又は活動面積 1,500㎡以上 2,500㎡未満の実績あり	0.8		
				路線延長 500m 以上 1,500m 未満又は活動面積 500㎡以上 1,500㎡未満の実績あり	0.6		
				路線延長 500m 未満又は活動面積 500㎡未満の実績あり	0.4		
				協定書を締結しており、実績なし	0.2		
				協定書なし	0		
				・協定書及び活動計画書(予定表)			
市本業者施工割合	選択	元請金額に対する市内元請業者及び市内本店下請業者の割合	a(割合の高い者)	1	⑪	・市内業者施工予定調査	
			b(割合がaより低くcより高い者)	0.5			
			c(割合がbより低い者)	0			
災害協定	選択	佐久市との災害時協力協定等締結の有無	締結している	0.5	⑫	・提出するものはなし	
			締結していない	0			
除雪契約	選択	佐久市との道路除雪業務委託契約(12月1日〜翌年3月31日)の締結の有無(当該契約として締結している)	道路除雪業務委託契約を締結している	0.5	⑬	・提出するものはなし	
			締結していない	0			
消防団力業	必須	佐久市消防団協力事業所としての交付の有無	交付を受けている	0.5	⑭	・提出するものはなし	
			交付を受けていない	0			
入札参加停止	必須	過去1年以内の入札参加等停止期間に該当する有無	通算入札参加等停止月数×(-0.5点)	マイナス評価	⑮	・提出するものはなし	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)				価格以外の評価点(合計点)	8~13	←は佐久市が記入しますので、空欄のこと。	

(注)

- ※1 表については、太枠内(該当項目欄には○印を、評価点欄には該当する配点)のみ記入すること。
- ※2 障害者の雇用に関する状況報告書の提出義務のある者は、その写しを提出すること。
- ※3 添付すべき提出書類は、この申請書の次に①~⑮の順に添付すること。
- ※4 40歳未満の若手技術者を主任(監理)技術者として配置し、現場代理人が主任(監理)技術者として担当した資格、実績により評価する場合は、現場代理人としての評価点を記入し、確認できる書類を添付すること。

価格以外の評価点に係る疑義照会書

年 月 日

（照会先）佐久市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日公表の価格以外の評価点について、下記により疑義がありますので、回答願います。

記

工 事 名	
工事箇所名	
公告番号	佐久市公告第 号
疑義事項	

連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	担当者名	
	Eメール	

障害者雇用状況の申出書

商号 (名称)	
申請時現在 従業員数	人
申請時現在 従業員のうち障害者数	人

	身体障害者手帳等の番号	障害等級又は区分
1		
2		
3		
4		
5		

記載要領

- 1 この申出書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に定める障害者を雇用（常用雇用に限る。）している場合に作成してください。
（障害者の雇用に関する状況報告書を提出する義務のある者を除きます。）
- 2 身体障害者手帳等の番号欄は、交付された身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号について、1人につき一行に記入してください。（1人の者が複数の手帳を有する場合は、一行に記入してください。）
- 3 障害等級又は区分欄は、身体障害者手帳等に記載されている障害等級又は区分を記入してください。

市内業者施工予定調書

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

工 事 名 _____

工事箇所名 _____

本工事における施工予定の業者は、以下のとおりです。

番号	工種	作業内容・事業量	全体工事費に対する割合 (①)	施工業者関係				市外業者を下請業者とした場合、市内業者を下請に採用しなかった理由
				元請・下請区分	業者名	下請負業者住所	①の内訳 (①=A+B+C)	
1			%	A 市内元請業者			%	
				B 市内下請業者			%	
				C 市外下請業者			%	
2			%	A 市内元請業者			%	
				B 市内下請業者			%	
				C 市外下請業者			%	
3			%	A 市内元請業者			%	
				B 市内元請業者			%	
				C 市外下請業者			%	
4			%	A 市内元請業者			%	
				B 市内下請業者			%	
				C 市外下請業者			%	
5			%	A 市内元請業者			%	
				B 市内下請業者			%	
				C 市外下請業者			%	
6			%	A 市内元請業者			%	
				B 市内下請業者			%	
				C 市外下請業者			%	
				市内元請業者の施工割合 (%)【Aの合計】(②)		%		
				市内下請業者の施工割合 (%)【Bの合計】(③)		%		
				市外下請業者の施工割合 (%)【Cの合計】		%		
				市内業者の施工割合 (%) (②+③)		%		

備考

- 1 市内業者とは、佐久市内に本店を有する者をいう。
- 2 下請については、一次下請の内容について記入してください。
- 3 「全体工事費に対する割合」及び「①の内訳」欄については、小数点以下第1位を四捨五入した整数とし、それぞれの合計は、100%となること。